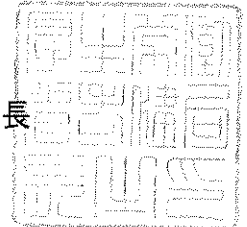


老発0316第1号
平成24年3月16日

各 { 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長 } 殿

厚生労働省老健局長



「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」の一部改正について

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）は平成23年6月22日に、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成23年政令第376号。以下「整備政令」という。）は平成23年12月2日に、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成24年厚生労働省令第11号）は平成24年1月30日にそれぞれ公布され、いずれも同年4月1日より施行されることになっている。

今般、これらの改正を踏まえ、「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」（平成14年7月18日老発第0718003号）について、別添のとおり改正することとし、その概要は下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）をはじめ、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、貴管内の有料老人ホームに対して適切な指導を行われたい。

なお、本通知は、平成24年4月1日から適用する。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言に該当するものである。

記

1. 一時金に関する規定の改正

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第6項の規定が適用される有料老人ホームについては、受領する一時金が、権利金等に該当しないことを契約書等に明示し、契約に際して十分に入居者に対して説明すること。なお、経過措置により権利金等の金品の受領禁止が義務付けられていない有料老人ホームであっても、一時金の算定根拠について入居契約に際し、入居者に対して十分に説明すること。



- (2) 一時金の償却年数は、入居者の終身にわたる居住が平均的な余命等を勘案して想定される期間（以下「想定居住期間」という。）とすること。
- (3) 一時金の算定根拠については、想定居住期間を設定した上で、次のいずれかにより算定することを基本とすること。
 - ①期間の定めがある契約の場合
(1ヶ月分の家賃相当額) × (想定居住期間(月数))
 - ②終身にわたる契約の場合
(1ヶ月分の家賃相当額) × (想定居住期間(月数)) + (想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額)
- (4) 想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額については、具体的な根拠により算出された額とすること。
- (5) 老人福祉法第29条第8項の規定により返還される額については、契約書等に明示し、入居契約に際し、入居者に対して十分に説明するとともに、一時金の返還を確実に行うこと。
- (6) 入居契約において、入居者の契約解除の申し出から実際の契約解除までの期間として予告期間等を設定し、老人福祉法施行規則(昭和38年厚生省令第28号)第21条第1項第1号に規定する一時金の返還債務が義務づけられる期間を事実上短縮することによって、入居者の利益を不当に害してはならないこと。
- (7) 重要事項説明書の利用料金に係る様式の改正

2. 事故発生の防止及び発生時の対応に係る規定の追加

- (1) 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- (4) 入居者に対する処遇により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、指定都市又は中核市及び入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った措置について記録すること。

3. 未届施設や指導指針を遵守していない施設への指導に係る規定の追加

- (1) 届出を行った上で指導指針の遵守に向け計画的に運営の改善を図ること。
- (2) 老人福祉法第29条第1項に規定する届出を行っていない場合や、本指針に基づく指導を受けている場合は、重要事項説明書にその旨を記載するとともに、入居契約に際し、入居者に対して十分に説明すること。

4. その他

- (1) 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律(平成23年法律第74号)の施行の際、現に高齢者専用賃貸住宅であった有料老人ホームについて構造設備の基準を一部緩和する規定の追加

- (2) 家族との交流・外出の機会を確保する努力義務規定の追加
- (3) 協力歯科医療機関を定める努力義務規定の追加
- (4) 整備政令による地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の一部改正を踏まえ、有料老人ホームの指導主体として指定都市及び中核市の市長を追加